

議第 24 号

下呂市定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の一部を改正する条例について

下呂市定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。

令和 5 年 2 月 24 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

令和 5 年 4 月から、地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 63 号）が施行され、地方公務員の定年が現行の 60 歳から段階的に 65 歳まで引き上げられることに伴い、当該条例の一部を改正するもの。

# 下呂市定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の一部を改正する条例

下呂市定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例（平成26年下呂市条例第17号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（定年前に退職する意思を有する職員の募集等）</p> <p>第2条 任命権者は、定年前に退職する意思を有する職員の募集であって、次に掲げるものを行うことができる。</p> <p>（1） 職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、定年から<u>20年</u>を減じた年齢以上の年齢である職員を対象として行う募集</p> <p>（2） （略）</p> <p>2～17 （略）</p>	<p>（定年前に退職する意思を有する職員の募集等）</p> <p>第2条 任命権者は、定年前に退職する意思を有する職員の募集であって、次に掲げるものを行うことができる。</p> <p>（1） 職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、定年から<u>15年</u>を減じた年齢以上の年齢である職員を対象として行う募集</p> <p>（2） （略）</p> <p>2～17 （略）</p>

## 附 則

### （施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

### （経過措置）

- 2 当分の間、第2条第1項第1号中「定年」とあるのは「下呂市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例(令和4年下呂市第27号)による改正前の下呂市職員の定年等に関する条例(平成16年下呂市条例第30号)第3条本文中に掲げる職員にあっては60歳、同条ただし書に掲げる職員にあっては65歳」とし、「20年」とあるのは「15年」とする。

## 【参考資料】

# 下呂市定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する 条例の一部を改正する条例要綱

### 1. 改正理由

令和5年4月から、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）が施行され、地方公務員の定年が現行の60歳から段階的に65歳まで引き上げられることに伴い、当該条例の一部を改正するものです。

### 2. 概要

（1） 定年前に退職する意思を有する職員の募集の対象職員の年齢の規定を改めます。  
（第2条関係）

（2） この条例は、令和5年4月1日から施行します。

（附則第1項関係）

（3） 当分の間、定年前に退職する意思を有する職員の募集の対象職員の年齢の基準を60歳、下呂市立金山病院及び下呂市立小坂診療所の医師及び歯科医師は65歳とする経過措置を定めます。

（附則第2項関係）

